

# 大都市制度・行財政改革調査特別委員会行政視察報告書

大都市制度・行財政改革調査特別委員長 内山 航

【視察日程】令和7年11月11日（火）～12日（水）

【視察委員】内山航委員長、小野照子副委員長、皆川英二委員、荒井宏幸委員、美のよしゆき委員、小林弘樹委員、武田勝利委員、小山進委員、高橋三義委員、細野弘康委員

【視 察 地】名古屋市、こども家庭庁

【調査事項】名古屋市：区の在り方について

こども家庭庁：人口減少対策について

## 〇区の在り方について【名古屋市】

### 1 「区のあり方基本方針」について

#### (1) 名古屋市「区のあり方基本方針」策定の趣旨

名古屋市の「新たな区役所改革計画」が平成28年度に終了し、また、区の役割の拡充、住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正が行われた。この改正とこれまでの区役所改革の取組を踏まえ、10年後の地域社会を見据え、「区のあり方基本方針」を策定し、区役所の果たす役割、方向性を示した。

背景となる地方自治法の改正と大都市制度の改革に関する第30次地方制度調査会答申は、

- ・地方自治法の改正（平成26年5月）

指定都市において「区の役割を拡充し、住民自治を強化する」観点から、区役所が分掌する事務を条例で定め、条例で区に代えて総合区を設置できることが新たに規定された。

- ・大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申

（第30次地方制度調査会 平成25年6月25日）

#### ア 住民意思の的確な反映

指定都市においては、市役所の組織が大規模化し、そのカバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離は遠くなる傾向にある。このため、住民に身近な行政サービスを適切に提供することや住民の意思を行政運営に的確に反映させることが課題となっている。指定都市においては、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要である。少なくとも、指定都市のうち特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについて検討することが必要である。

#### イ 都市内分権により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

## (2) 「区のあり方基本方針」に至る沿革

平成9年度	「行政区のあり方懇話会」提言
平成15年度	「IT時代における区の行政サービスのあり方懇話会」提言
平成19年度	「区役所改革基本計画」策定
平成21年度	区役所が自主性、主体性を発揮するための予算として、各区1,000万円の予算を計上、「新たな区役所改革計画」策定
平成22年度	区役所の企画調整機能の強化を図るため、各区に「企画経理室」を設置
平成24年度	区長の裁量で部署を決定できる定員を配置
平成25年度	「新たな区役所改革計画アクションプラン」策定
平成27年度	自主的、主体的な区政運営予算に関して、区と局が連携して取り組む仕組みを創設
平成28年度	区の事務分掌を条例に規定、「区における総合行政の推進に関する規則」を改正 各区で区民会議を開催、区まちづくり基金を創設 区役所の企画調整機能の強化を図るため、各区に「区政部」を設置

## 2 区役所の果たす役割、方向性について

### (1) 区役所の果たす役割

区役所が「住民に身近な総合行政機関」となることを目指し、第1に、住民が主体のまちづくりを推進する。住みやすく愛着の持てる地域をつくるために、住民や様々な地域団体などが地域に関心を持ち、協力し合いながら身近な課題に取り組んでいく地域の力が欠かせないという認識のもと、地域コミュニティ活性化を図るとともに、住民がより積極的に行政に参画し、協働しやすい環境づくりを推進する。

第2に、住民に身近な行政サービスを推進する。区役所では市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、市民感覚を大切にし、住民と協働しながらサービスの充実に取り組む。効率的で質の高いサービスを提供し、市民満足度の向上に努める。

第3に、区行政を推進する仕組みづくりを進める。複雑化、多様化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活の様々な分野を所管する局室、区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進する

### (2) 行政区の適正規模の考え方

平成9年「行政区のあり方懇話会」提言及び平成15年「IT時代における区の行政サービスあり方懇話会」提言において行政区の適正規模の考え方を示している。

- ・人口は概ね10万人から20万人程度。
- ・分区は人口25万人から30万人を超える状況が、合区は人口5万人未満となる状況が見込まれ、現状の問題が区の再編によってしか解消できない場合に検討する。

(参考) 現在の名古屋市の区と人口 令和6年1月1日現在

緑区：24万7,871人 中川区：21万7,571人 守山区：17万6,906人 天白区：16万2,751人  
名東区：16万2,445人 千種区：16万5,140人 北区：16万1,174人 西区：15万1,131人  
港区：14万833人 中村区：14万244人 南区：13万1,414人 昭和区：10万8,371人

瑞穂区：10万7,562人 中区：9万9,896人 東区：8万7,028人 熱田区：6万6,985人

### (3) 住民に身近な総合行政機関を進める方向性

#### ア 住民が主体のまちづくりの推進

区政協力委員制度等既存の仕組みの活用や区役所の職員を各地域担当として割り振る地域担当制の充実など、地域とのコミュニケーションを密接に行い、地域の課題やニーズの把握に努めるとともに、市民活動団体の支援を推進し、課題に応じた地域との連携を進める。

地域のコミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターは、未整備学区における建設を進めるとともに、既存施設については長寿命化をはじめとしたアセットマネジメントの考え方に基づく改修方針を策定し、計画的な改修を進める。

「区民会議」を開催するなどにより区役所が区民に情報を提供し、区民の参画を得て、地域の課題及び区の特性について協議し、区民が協働しやすい環境づくりを推進する。「区まちづくり基金」への寄附を通して、区にゆかりのある人や区民の区のまちづくりへの想いを生かす。

#### イ 住民に身近な行政サービスの推進

地域住民が参加する訓練などの機会を捉えて、防災知識の普及啓発に努めるとともに、地域防災の担い手の育成や地域全体で支え合う体制づくりを推進し、災害に強いまちづくりを進める。

地域住民が互いに助け合う仕組みを構築し、高齢者や子育て中の親、障がい者等が地域で孤立することなく、誰もがその人らしく安心した生活を送ることができる福祉のまちづくりを区社会福祉協議会等と連携しながら進める。各区において地域の関係団体や多様な福祉の担い手が参画する会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築など、高齢者に対する必要な支援についての検討を進め、区の特性を踏まえた地域福祉を推進する。

質の高いより良いサービスの提供を行うための研修の実施や事務の効率化の検討など、区役所の職員の接遇、ホスピタリティの向上等により、市民がより便利で快適な窓口サービスを受けられるようにする。個人情報の適正な管理のもとにICTを活用して窓口案内を行うなど、市民ニーズに合ったより利便性の高いサービスの提供や、市民への情報の提供内容の充実を図る。老朽化が進んだ区役所については、長寿命化をはじめとしたアセットマネジメントの考え方に基づいた庁舎の改修等を計画的に進める。



### 3 方針策定後の効果と課題について

#### (1) 区長権限の強化と総合区の考え方

区が自主性、主体性を発揮できる仕組みづくりとして、区の特性に応じたまちづくりに関して、区長が直接予算、組織を要求する仕組みを導入するなど、予算、組織の両面から区長の権限強化に取り組んだ。

総合区についての考え方は、名古屋市がめざす特別自治市の創設時には、本市の事務及び権限が増大するため、16区の役割を見直す必要があり、その際には、区長権限をさらに強化する手法の一つとして、総合区についても検討する。

## (2) 区ごとに設置している事務所等との課題整理

区役所が地域課題解決の拠点としての役割を果たすため、住民に身近な行政サービスは、住民に身近な区役所の組織で提供し、事務の集約化により効率化が見込まれる業務や集約化することで職員の専門性の向上が図られるものについては、局の組織で実施すること等も検討する。その際には、住民の利便性も勘案しつつ検討するという観点で、事務所等との課題整理に取り組んでいる。

### ア 保健所

1保健所16保健所支所体制を導入した。新型インフルエンザのように感染力の強い感染症の発生などの健康危機に対して全市で統一的な対応をとるため、健康福祉局内に保健所を設置するとともに、各区に保健所支所を設置することで、健康危機管理にかかる指揮命令機能の強化を図った。

乳幼児健診業務をはじめとする地域に密着した業務は、引き続き各区の保健所支所において実施するとともに、集約することにより機能強化が期待できる業務については、業務の集約化を図った。

保健と福祉のさらなる連携強化を図るため、保健部門と福祉部門が一体的に機能する組織とするため、支所管内における保健と福祉の連携強化についても検討する。既存施設の有効活用やアセットマネジメントの考え方に基づく集約化、複合化整備など条件が整った場合には、現在単独庁舎となっている保健所について区役所との同一庁舎化を進めるとともに、保健と福祉のワンフロア化についても検討する。

### イ 土木事務所

住民に身近な道路、河川、公園の維持管理等の業務を行っている土木事務所を区の組織として位置づけ、地域ニーズにより迅速に対応するとともに、ソフト、ハード両面からの地域課題解決に向けた対応を図った。道路、河川、公園に関する業務のうち、複数の区域にわたる事項など、全市的な視点で行う業務は引き続き緑政土木局の指揮監督を受ける。既存施設の有効活用やアセットマネジメントの考え方に基づく集約化、複合化整備など条件が整った場合には、現在単独庁舎となっている土木事務所について区役所との同一庁舎化を進める。

### ウ 環境事業所

ごみ減量活動などの啓発事業や災害時の対応、安心・安全で快適なまちづくりの取組など地域課題の解決に向けた対応の連携強化を図る一方、ごみの収集・運搬業務は、その後の処理や処分も含めて一連の業務として環境局で実施する。

## (3) 区の特성에んじたまちづくり事業

平成21年度に決めた区役所が自主性、主体性を発揮するための予算として、各区1,000万円の予算を計上して、各区の特性にんじた事業を展開している。各区の土木関係の事業は、土木事務所が所管しているため、このまちづくり事業は、主にソフト事業が当てられ、傾向としては、各区の歴史、文化に係る事業、子供の居場所づくり、防災、減災の意識醸成など区の特徴があるものが進められている。基本的に単年度事業として行われ、継続する際もバージョンアップを図ることが意識されている。

#### 4 所見

政令市移行 1956 年、人口 228 万人、区数 16 の名古屋市と政令市移行 2007 年、人口 77 万人、区数 8 区の本市で、政令市における歴史、産業集積の現状や各区の土地の広さ、人口などで大きな違いがある中、区役所機能や区のあり方にどれだけの共通性や課題があるのかという問題意識を持って参加したが、思いのほか、抱えている課題は共有できるものがあることを感じた。

大都市制度・行財政改革調査特別委員会で事前に総務省による「指定都市の区の組織等の状況」比較を学び、議論していたことも問題意識を持って視察する上で大変参考になった。

名古屋市においては、2017 年に「区のあり方基本方針」を策定し、区役所の役割検討、住民に身近な総合行政機関としての区役所のあり方をいち早く検討を進めている。その基本は、住民が主体のまちづくり、住民に身近な行政サービスの推進、本庁と区役所との機能調整であり、本市で区役所機能強化を進めている点と基本的な視点は同じであると感じた。

その中で、総務省資料で出されている数字だけでは分からない区役所機能の役割についても視察を通じて深められた。本市では、各区役所に建設課を所管し予算づくりや施策でも重要な視点で検討が行われているが、名古屋市の場合は、基本的機能としては同じであると思うが、各区に本庁の土木事



務所があり、所管は本庁で各区の道路や公園の管理や修繕など、住民の要望を集約し、その役割を發揮していた。区役所の職員数も総務省データでは本市は名古屋市より上位にあるが、保育所の所管を本庁とするか区役所とするかの違いなどがあり、それぞれの区政の制度や歴史の違いを検討する必要性を感じた。また、保健所機能も名古屋市は 1 保健所であるが、各区に保健所支所を設置することで健康危機管理にかかる指揮命令システムの強化を図っていることなども参考になった。

人口減少局面を迎える中で、区役所の設置規模、適正規模をどう考えるかということも大事な課題となってくる。名古屋市は、政令市としての歴史の違いもあるが、1997 年の「行政区のあり方懇話会」、2003 年の「IT 時代における区の行政サービスのあり方懇話会」で行政区の適正規模の基準をいち早く決め、人口は概ね 10 万人から 20 万人とし、分区、合区の考え方も、分区は人口 25 万人から 30 万人を超えた場合、合区は人口 5 万人未満となる状況という一定の基準を決め、その基準で総合的な判断を行い、現状の問題が区の再編によってしか解消できない場合に検討すると、検討の基準も決めていることは、本市における区役所の適正規模を考える上で参考になると考える。

また、視察を通じて、新潟市の各区内にある自治協議会組織、コミュニティ協議会の役割やコミ協を通じたまちづくりやワークショップなど、全国でも進んだ取組を行っていることも改めて実感したところである。各政令市に通底する課題も共有し、学ぶ、大事な視察であり、今後の本市政の課題解決に生かしていきたい。

## ○人口減少対策について【こども家庭庁】

### 1 概要

こども家庭庁において予算化、実施されている地域少子化対策重点推進交付金について、事業の取組状況、令和8年度における見通しなどを伺った。

### 2 背景

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」が掲げられた。少子化対策の効果的な推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方自治体が地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方自治体が行う少子化対策の取組を支援するため、地域少子化対策重点推進交付金が設けられた。

### 3 地域少子化対策重点推進事業について

令和7年度における事業概要は以下である。

#### (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業（補助率3／4）

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・若い世代の描くライフデザイン支援
- ・結婚支援事業者との官民連携型結婚支援
- ・AIをはじめとするマッチングシステムの高度化、地域連携
- ・地域の結婚支援ボランティア、事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実
- ・上記以外の事業（補助率2／3）

#### (2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率3／4）

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面、情報面から支援するとともに、国、自治体、地域の連携を強化する。

#### (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業（補助率2／3）

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成
- ・育児休業取得と家事・育児分担の促進
- ・子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等のさらなる推進のための調査研究
- ・上記以外の事業（補助率1／2）

### 4 結婚新生活支援事業について

上記の取組に併せて結婚新生活支援事業も行っている。

#### (1) 自治体が行う結婚新生活支援事業

（結婚に伴う新生活を経済的に支援〔家賃、引越費用等を補助〕する取組）を支援

【対象世帯】夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満

【対象費用】婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

【補助上限】夫婦ともに29歳以下＝60万円、夫婦ともに39歳以下（左記を除く）：30万円

(2) 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2／3）

※上記以外は一般コース（補助率1／2）

都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進すること。

5 令和8年度の見通し

令和8年度の概算要求額は30億円となっている。初婚年齢が男女ともに約30歳となっており、共働き世帯であると収入要件に合致しないことも多いと思われるが、当該事業は平成28年度にスタートし、はじめは世帯年収300万円以下という条件であった。その後、対象世帯の拡大を図るため上限を拡大してきた経緯があるという。

6 若い世代に向けたライフデザインに関する情報発信等について

「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の議論も踏まえ、若い世代が自分らしく人生の選択ができるよう後押ししていくため、ライフデザインを考える機会の創出を一層進めていくとともに、若い世代が安心して自らのライフデザインに役立つ様々な情報を得ることができる場の充実や、若い世代自身によるライフデザインに関する様々な情報発信、また当事者の共感を得やすい刺さる広報を継続、推進していくものである。令和8年度の概算要求は3億円。



(1) ライフデザインを描く機会創出の促進

地域と学校の連携、大学等の創意工夫により積極的に若い世代がライフデザインを描く機会を創出している優良事例を把握しつつ、若い世代にコンタクトポイントを持つ様々な主体と連携し、若者向けイベント等における講座、支援ツールの提供など、プレコンセプションケアの情報提供を含む、ライフデザイン支援の取組を実施し、若者に直接働きかける場面やライフデザインを考える機会を具体的に創出していく。

令和6年度には大臣が直接若者の声を聞く取組を6回開催した。本年12月には山形で開催予定とのこと。

(2) ライフデザインに係る広報啓発、情報発信

若い世代が主体的に結婚や子育てに対する不安や課題感に対してテーマを設定し、自らが調査し、様々な手法を用いて若い世代に効果的な発信を行う。これにより若い世代のライフイベントに対する解像度を上げ、結婚や子どもを産み育てることを含む、希望する人生の選択肢をポジティブに捉えら

れるようになるなど、それぞれの価値観に基づき主体的に人生を選択できるようになることを目指す。

若い世代の持つ意識や課題感がライフステージによって異なることを踏まえ、それぞれのステージにおけるニーズを的確に捉えた結婚、子育て、住まい、キャリア等のライフデザインに係る情報や支援制度等に関するコンテンツ開発、運営を行う。正確な情報を知ることによる将来に対する漠然とした不安を軽減し、若い世代のライフデザインの可能性の最大化を目指す。

令和7年度に実施中の取組で、本年中にウェブサイトリリースする予定である。

京都府、富山県、群馬県、岡山県、山形大学等の自治体と学校が連携している先行事例を参考に事業を展開する。

## 7 所見

国や県、市において少子化対策が進められているが、依然少子化の進行に歯止めはかかっている。施策の目的も少子化を食い止めることよりも、若者が出産、子育てを前向きに捉えられるようになること、出産、子育てを望む場合は適切な支援が受けられる体制を構築することが重要になってくると思われる。出生数を伸ばすことが目的になってしまうと、若者から共感は得られないであろう。視察では「行政からの金銭的な支援があるから結婚に踏み切れたのかどうかと問われると、多くの若者がそうではない。」という現場の声も聞かれた。

ライフデザインに関する情報発信は広告代理店に委託し、コンテンツ作成からSNSでの発信、その後、ウェブサイトの閲覧につながる動線をつくっていくということだった。ライフデザインに関する情報発信はすでに各自治体、教育機関、民間企業によって広報、啓発が展開されている。国の役割は有効な先行事例の紹介や、自治体や各団体におけるライフデザインに関する情報発信を後方支援することではないかと感じた。

本市においては、小・中学校において思春期講座、命の安全講座、中学・高校においては薬物乱用防止教室、大学においてはライフデザイン講座などを開催し、自分の身体と将来設計を考えるきっかけづくりを行っている。本市においても行政が教育機関、民間団体を結んで、若者が前向きなライフデザインを描けるよう事例の紹介、つながりの場づくりなどが必要であると感じた。

